

Title	大河内一男解説 職工事情(生活古典叢書4); 籠山京解説 女工と結核(生活古典叢書5)
Sub Title	Ministry of agriculture and commerce, Shokko jijo (the conditions of craftsman and operatives in the era of Meiji of Japan) with an introduction of K. Okoch ; Osamu Ishiwara, Women workers and tuberculosis with an introduction of T. Kagoyama
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1971
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.64, No.12 (1971. 12) ,p.1141(79)- 1143(81)
JaLC DOI	10.14991/001.19711201-0079
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19711201-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

課税における公平の原則についての図解¹³⁾

倫理的見地	理論上の原則	実際上の原則		公共収入
		課税権の行使	課税対象	
一部、公正であると見なされた現存の財産秩序	没収の原則	強制的に課税	不公正な所得ないしは財産 キャピタル・レヴィ 地価値上りに対する租税	キャピタル・ゲインに対する租税 相続税 キャピタル・レヴィ 政府企業の収入 料金
公正であると見なされた現存の財産秩序	利益原則	自発的に課税	利益の価値 支払い能力	実質財産税 改善ないし改良に対する租税 法人税 個人所得及び財産に対する租税 消費に対する租税

資料：参考文献〔116〕
(経済学部助手)

注(13) 参考文献〔124〕及び〔125〕には、次のような図解が載せられている。それは Uhr の図解と若干異なっている。

倫理的立場	理論上の原則	実際上の原則		公共収入
		課税権	納税業務	
不公正な財産秩序	没収原則 (社会政策原則)	強制課税原則	不公正な財産	景気利得税 相続税 臨時財産税
公正な財産秩序	利益原則 (純財政原則)	自己課税原則	費用原則	私経済的国家収入(公定価格、手数料)
			客観利益原則	物税(特別賦金、収益税)
			給付能力原則	人税(間接消費税、直接所得税)

資料：参考文献〔116〕

書 評

大河内一男解説
『職工事情』(生活古典叢書4)

籠山京解説
『女工と結核』(生活古典叢書5)

ここにとりあげた二つの史料は、わが国の労働問題研究にとって欠くことのできない調査研究であり、ともに古典的な文献として、労働問題・生活問題の研究者によって珍重されてきた。しかし、「職工事情」は、戦後、1949年に、土屋喬雄博士の解題の下に、生活社から出版されたまま、今日に至ったが、この度、大河内氏の解題をえて、新たな企画のもとに再刊されたことはまことに喜ばしい。

他方、「女工と結核」は、解説者籠山氏のべておられるように、「発表された当時、直接の関係者の手にわたっただけで、そのまま塵の中に埋れてしまっていた。したがって今日では、もうそれを見ることさえ容易ではない。しかし、これらの文献は、次のような理由で忘れ去られてはならないので、この機会に復刻して、つぎの世代に引きついでおきたいと思うのである。ここで籠山氏がのべている意味は、「職工事情」と「女工と結核」とは、ともに、明治44年3月、わが国における工場法成立を、その背後から支えた文献であり、とくに、「女工と結核」の場合は、ひき延ばされていたその施行を実現させる原動力となったことのうちにある(籠山氏解説、4頁)。すなわち、「職工事情」と「女工と結核」とは、明治44年の工場法の成立をめぐって、相互に密接な関連をもつものであり、日本の産業資本主義確立期における原生的労働関係の実態を把握する上で、まことに不可欠な史料的研究であるということができよう。

そこでこの二つの重要な史料が復刻されたのを機会に、その内容について簡単な紹介を試みるとともに、それらの歴史的な意義について私見をのべてみたいと思う。

まず「職工事情」は、綿糸紡績職事情、生糸織物職事情、生糸職事情、織物職事情、鉄工、硝子、セメント、燐寸、煙草、印刷、製綿、組物、電球、燐

寸軸木、刷毛、花筵、麦稈真田職事情、鉄工事情、硝子職事情、セメント職事情、燐寸職事情、煙草職事情、印刷職事情、製綿、組物、電球、燐寸軸木、刷子、花筵、麦稈真田職事情、職事情附録I、職事情附録II、というように、明治30年代末期のわが国の製造業のうち、主要なものを網羅し、そこでの労働者状態について、5冊にわたって克明に分析したものであり、解説者大河内氏も、戦争直後の版で、土屋博士がのべておられるつぎのような評価を、そのまま引用されているように、農商務省という官庁の資料としては、まことに画期的な意義を担うものであった。「この『職工事情』がその量において老大なものであったことは、すでにのべたところであるが、その記述の様式においては、官庁調査に往々に見られるような歪曲はほとんど見られない。はじめに述べたように、当時の劣悪きわまる労働事情をほとんどあるがままに描出しており、労働者に対する同情的立場にも示されている。その記述の様式すなわち質においてもすぐれたものである点でも、古典と称されるに値するものである。

もちろん「職工事情」は、たんに綿紡績女工の状態だけでなく、きわめて広はん労働者の労働条件についてふれているが、しかし、綿糸紡績職工、生糸職工、織物職工などの繊維産業に働く労働者、とりわけ女子労働者について克明な分析を展開していることが特徴的であり、とくに女子の深夜業をはじめ、賃金および労働時間、寄宿舎制度などについて、日本の産業資本主義の恥部を赤裸にしているのであるが、とりわけ、無視されてはならないのは、その「職事情附録」であろう。この附録は、たんに、この貴重なドキュメントを補足するものであるにとどまらず、いわゆる原生的労働関係が、資本・賃労働関係によって規定されながらも、暴力的・監獄的な権力の支配によって彩られ、資本蓄積が強行されたことを、痛切にわれわれに訴えている点で資本の本源的蓄積のすさまじさを物語るものとしてまことに印象的である。拷問にもひとしい虐待の事実が、当時の日本資本主義の蓄積様式の苛酷さを物語っている。

「職事情」と比較すると、「女工と結核」は、同じく工場法制定への推進力として作用したとはいえ、独自の意義をもつ。苛酷な労働条件と劣悪な労働環境のなかにおかれた女子労働者にたいする熱い同情とヒューマニズムの流露という点では「職事情」と共通する面が多いのであるが、むしろ医学上の見地から、これ

ら悲惨な女子労働者たちの状態が、いかに彼らの運命を変転させ、さらに彼女らの帰郷によってその病菌が農村にまき散らされ、国民の健康をむしばんでいたか、この点に焦点をあてた調査研究である。とくに「職事情」が、農商務省商工局工務課工場調査掛によってまとめられ、「女工と結核」もまた農商務省工務局に負うところきわめて大であるけれども、後者の場合、とくに当時、農商務省の囑託であった石原修の異常な努力によって、この調査研究が、一般の官庁出版物とは異なっており、きわめて興味ある個性的なものとなった理由がある。

I 工場衛生調査資料……農商務省工務局、II 衛生学上ヨリ見タル女工の現況(附録 女工と結核)……石原修、III 某紡績会社某工場女工健康成績調査……石原修、IV 男工一部ノ衛生状態ニ関スル粗雑ナル調査……石原修、という内容から成っているが、籠山氏の解説によれば、この調査と「職事情」との関係は、「明治33年に商工局工務課に調査掛がおかれ、窪田静太郎が主任となって『工場調査要領』、『職事情』を作り、36年、窪田が工務課長から内務省にもどって、工務課長の後任に参事官岡実がなって、『工場調査要領第2版』が作られ、42年10月『工場法案ノ説明』が、岡工務課長の手で作られているという経過であるから、内務省衛生局長窪田静太郎が、その下僚であった岡実を指導し、自分がやりとげ得なかつた工場法の成立に執念をもっていたと推測できる。それが内務技師野田忠広をして、工場衛生の調査を行わせ、若き青年、石原修を内務省の囑託に迎えることとなったのである(9~10頁)。

この調査研究において、石原修が重要な地位をしめるのは、『衛生学上ヨリ見タル女工の現況』と『女工と結核』においてであるが、籠山氏がその解説においてのべているように、彼のこれらの調査研究は、彼の上司、岡実の指揮のもとに行なわれたのである。しかし岡の論文は、工場と農村との関連について全くふれていない。これに反して、石原は、「工場の内側だけでなく、その労働力の給源であるとともに、不要となった労働力の棄て場であった農村について調査したが、単に工場で発生した傷病の数を正しくとらえるということだけでなく、次の二つのきわめて重要な問題点を明らかにすることとなった」(17頁)。この二つの点というのは、一つは、工場制工業の惨害と出稼型賃労働の結びつきが、農村を通じて、国全体の労働力を加速度的に荒廃せしめるという重大な事実を明らかにした。第二

に、この調査は、「結核」という医学上の対象が、実は医学だけでは解明できないのだということをはっきりと示したことが重要である(18頁)。

若い医学徒石原は、工場労働と出稼型賃労働との結びつきの結果生ずる病害が、いかに病菌をまきちらし、国民的な規模での労働力の再生産の障害をなしたか、このような観点から、農村と紡績業との関連に注目し、その意味では直接の上司岡実の結論を一步先におしすすめたものであり、そのためにも、これを一般に発表することは容易なことではなかつた。この点について、籠山氏は、適切に、つぎのように指摘される。

「ここでいえることは、岡実の論述と石原修の『衛生学上ヨリ見タル女工の現況』および『女工と結核』の差異である。岡実には、工場における職工の傷病をとらえるという点で、工場調査と農村調査を併用したに止まったが、石原修は、正しく二つの問題点を指摘している。第2の点——工場で結核になった男女が郷に帰って、激しい流行をおこす——については、医者でなかつた岡実が見逃すことがあつたとしても、第1の点をなぜ、見逃してしまったのであろうか。

しかし、下僚であった石原修が、その結果について岡実に報告したであろうし、その結果が重大であったが故に、却って発表が困難となったもののであるから、岡実が全く気付かなかつた訳ではないであろう。だが、実際に農村について調査し、自分の手で集計した石原修の感得した重大性は、農商務省のデスクに坐っていた岡実には同じように理解できなかつたのではないのか。やはり、実態を調査することの尊さが、この差異をもたらしたのだと思う」(25~26頁)。

直接の上司であった岡実との見解の差異を明瞭に意識し、東大での恩師、片山国嘉の助力をえて岡実のおしとどめるのをふりきるようにして国家医学会雑誌に発表にふみきつた彼の態度は、農商務省における輝かしい栄達の途を捨てても、自己の学問的生命を貫こうとする良心のあらわれであり、彼の誠実な態度には今もなおわれわれを奮起させずには措かぬ何物かがある。

『衛生学上ヨリ見タル女工の現況』は、第1篇緒言、第2篇移動、第3篇体格、第4篇疾患、第5篇帰郷女工ノ健康調査および第6篇総括、という篇別構成であるが、このうち著者がもっとも力を注いだのは第5篇であり、この篇だけで、全体の半分の量を占めている。これは、第1章疾患ニヨル帰郷者、第2章疾患帰郷死

亡者、第3章事故帰郷後疾患ニ罹リシモノ、第4章事故帰郷後疾患ニ罹リ死亡セシモノ、第5章帰郷者中ノ総疾患者、第6章帰郷者全員中ノ死亡者、第7章一般率トノ比較、という内容である。

第1章においては、「疾患ニヨル帰郷者」として、(1)肺結核、(2)結核ノ疑ヒアル疾患、(3)脚気、(4)胃腸病、(5)其ノ他にわけ、「疾患帰郷死亡者中、肺結核ニヨリテ死亡セシモノハ、其四割ヲ占ムルナリ」として、結核による死亡率の高さを、多くの統計によって示している。そして、脚気、胃腸病その他にかんする死亡率との比較を統計にあらわすことによって、事の重大さを指摘し、最後の第6篇総括において、44項目から成る結論を展開している(169~171頁)。

しかしながらもっとも興味深いものは、この『衛生学上ヨリ見タル女工の現況』の附録、『女工と結核』である。これは、大正2年10月、国家医学会例会席上に於ける講演をまとめたものであるが、今もなお、読む者に新鮮な感動をあたえる。これは、社会科学とはまったく領域を異にする医学徒によってなされた講演であるにもかかわらず、その学問的良心は、医学そのものが社会科学的認識なしには、疾病の本質を把握しえないという事実を物語っているように思われる。

「先づ全国では20万人位は毎年工場に出稼をするやうに思ひます。まあ20万人として勘定しますれば、其中12万人は出たきり帰ってこない、さうして残りの8万人だけは先づ郷里に帰って来るということになって居ります。……工場の仕事は嫌になる、遂には女工の気の利いた者は酌婦になるし、気の利かぬ者は貧民窟の私娼になって仕舞うといふようなことが甚だ多いのでございます。……又彼等女工の国に帰る者の状況を申しますると国に帰りますもの、6人又は7人中1人は必ず疾病にして重い病気で帰って来る、先づ8万の中で1万3千余人はありませう、疾病たるの故を以て国に帰ります1万3千人の重い病気の中の4分の1、3千人といふものは皆結核に罹って居ります……」(187~188頁)。

「工業は見様に依つては白昼人を殺して居るといふ事実が現われて居る、然るに其責任を問ふ者もな

い、左程世間の人が重大とも何とも思っておりませぬ、実に異様の感が起ります」(193頁)。

このような論調は、日本資本主義の原罪的な所業にたいするいわば告発ともいふべきものであり、とりわけ、この講演の末尾にみられるつぎの一節は、医学者としての良心というよりは、国家権力および産業資本家にたいする痛切な批判者として、われわれ社会科学に志す者にとつてもまた教訓的といふべきであろう。

「先刻申しました5千人といふものは、工業の戦争の為に犠牲になりましたが、此衝に当りました5千人の戦死人の外に、2万5千人といふ工業をやつた為に余計重病人が出来たといふことを申してもよからうと思ひます。謂わゆる矛を執つて敵に向つて戦をして死んだ者は敬意を以て迎えられ、国家から何とか色々の恩典に報いられ、国民より名誉の戦死者とされ、又負傷者となったものは充分の手当をうけ名誉の負傷者として報いられ迎えられます。それにかかわらず、平和の戦争の為に戦死した者は何を以て之に報いて居るかといふことは私には分りませぬ。涙深いことを申すやうでございますが、女工の運命は実に悲惨なものでございます。矢張り彼等女工と雖も我々の大事な同胞のひとつであらうと思ひます。又彼等を憫むといふことの外に一方には国といふ上から考へましても工業が結核を国内に撒布して世に立って働くものの生命を絶ち、よし生命を絶たれぬながらも體質の弱い者は何万人出て居るか分りませぬ。此国がいつまでも斯の如きことをして進んで行きましたならば、我々は子孫の為に不祥なる事柄を残すといふことになりませぬ。子孫に対し父祖として誠に恥しいことではないかと思ひます……」(196~197頁)。

原生的労働関係の探求にとつて、以上の2著は、古典的な価値をもつものであり、労働問題に関心をもつすべての諸君に推奨を惜しまない(1970~71年、光生館発行、「職事情」617頁、A5版、5,000円、「女工と結核」A5版、234頁、2,500円)。

—1971・10・21—

飯田 鼎
(経済学部教授)